

消費経済審議会製品安全部会 議事録

日時：令和2年6月30日（火曜日）10:00～12:00

場所：経済産業省Skype会議

議題

1. 経年劣化事故への対応（経年劣化事故への対応検討委員会報告）
2. 特定保守製品の見直しの検討について

議事内容

○原製品安全課長 製品安全課長の原でございます。

それでは、ただいまから消経審製品安全部会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、小澤大臣官房技術総括・保安審議官から御挨拶をさせていただきます。

○小澤技術総括・保安審議官 委員の皆様、おはようございます。大臣官房の技術総括・保安審議官の小澤でございます。

本日は製品安全部会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。もともと3月に行う予定でございましたが、新型コロナウイルスへの対応ということで、この6月に順延させていただきました。また、こういったS k y p eの形で開催すること、それからこちらサイドはみんなマスクをしている状況でございます。この点は御容赦いただきますようお願いいたします。

本日は、長期使用製品安全点検制度、特定保守製品の見直しの検討について御審議をいただくということになってございます。この制度は平成21年に運用が開始されてほぼ10年が経過しているところでございます。ようやく点検実施時期を迎えまして点検が始まったところでございますけれども、一方で、この10年間の間にも経年劣化の事故の発生状況はどんどん変化してきている状況でございます。特に特定保守製品につきましても経年劣化事故が大きく減少している状況でございます。

こうした中で、昨年度、本日も報告していただきますけれども、倉渕先生を委員長といたしまして、長期使用製品の経年劣化事故の状況などにつきまして検証していただき、今後の経年劣化事故の予防にどう取り組んでいくかということを御検討いただき、報告を取

りまとめていただきました。

こうした特定保守製品の点検、あるいはその扱いにつきましては、消費者の皆様、事業者の負担も大きいことから、社会的に許容できない程度の事故の発生率だった製品がもともと指定されたということでございますけれども、その後の製品安全４法の強化、例えばP Sマーク規制の強化などによりまして、事故は相当少なくなっているということでございます。

したがいまして、こうしたリスクが低くなった製品について、消費者の皆様、事業者の皆様にもそういった過大な負担が生じないようにする中、こういった製品の扱いをどのようにしていくかということをご意見をいただきたく本日の部会ということになってございます。ぜひ忌憚のない御意見をいただきながら、御審議をいただきたく思います。本日はよろしくお願いいたします。

○原製品安全課長 ありがとうございます。続いて升田部会長からも御挨拶いただければと思います。

○升田部会長 部会長の升田でございます。おはようございます。

今日は梅雨の中、しかも、まだ新型コロナウイルスの流行の中、ウェブ会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。ウェブ会議、慣れておられる方もいらっしゃるでしょうし、慣れておられない方もいらっしゃると思いますけれども、こちらのほうでは御発言を待っておりますので、ぜひ委員の方々の十分活発な御議論をいただきまして、議論を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○原製品安全課長 ありがとうございます。

以降の議事進行につきましては、升田部会長にお願いしたいと思います。それでは、升田部会長、よろしくお願いいたします。

○升田部会長 それでは、まず事務局から委員の出席の確認、議事の扱いについての連絡をお願いいたします。

○原製品安全課長 今回、新たに審議に御参加いただく委員の方はおりません。かねてより本部会の委員を務めていただいている皆様にご審議をいただく予定でございます。

本日は、N I T Eの木井委員が御欠席でございます。また、本日は、昨年の経年劣化事故への対応検討委員会で委員長をお務めいただきました東京理科大学工学部の倉渕隆先生に御出席をいただいております。

そのほか、時間の都合から事務局、御出席の委員、オブザーバーの皆様の御紹介はお手

元の座席表及び資料1の委員名簿をもって代えさせていただきたいと思います。

それから、本日の議事の扱いでございますけれども、公開により執り行われます。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会議場での傍聴者をなしとさせていただいておりますけれども、インターネット中継による配信を行っております。

また、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上でホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上でございます。

○升田部会長 ありがとうございます。まず最初に、会議の定足数について確認させていただきますが、委員の出席者の方が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたしました。

それでは、まず、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○原製品安全課長 配付資料でございます。まず資料1が委員名簿になっております。資料2が経年劣化事故への対応という資料でございます。資料3、特定保守製品の見直しの検討についてという資料でございます。それから参考資料として、規制の事前評価書がございます。

以上でございます。もし資料の確認等、何か問題がございましたらお知らせいただければと思います。

○升田部会長 ありがとうございます。それでは、今、お知らせがございましたように何かありましたら御連絡をいただきたいと思います。

それでは、早速ではありますけれども、議事に入らせていただきたいと思います。

最初に、議題(1)になりますけれども、経年劣化事故への対応につきまして、先ほど御指摘がありましたが、昨年度実施されました経年劣化事故への対応検討委員会で委員長を務められました東京理科大学の倉渕教授より御報告をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○倉渕委員長 それでは、私から経年劣化事故への対応ということで、経年劣化事故への対応検討委員会の委員長を務めました倉渕から、その結果の概要について御報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。こちらは、製品の事故原因の内訳を使用開始時点からの経年に応じて表示したもので、右に行けば行くほど使用期間が長くなる。このグラフを見ますと、30年以降経過すると4割以上はほぼ経年劣化事故で起こるということで、長く

使い続けますと、経年劣化事故の発生頻度が高くなるということは当然なのですけれども、明らかだということでございます。

次のスライドをお願いいたします。今後、日本は高齢者の比率が高くなるということを鑑みますと、高齢者の皆さんが長期間製品を使用するという可能性が高くなるということになりますと、経年劣化による事故が多発するというリスクが高まるだろうということが当然のことにように予想されることとなるわけであります。

かつて社会問題となりましたガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故を機に、2009年、今から約10年前ですけれども、長期使用製品安全点検制度並びに長期使用製品安全表示制度というのが創設されたのですが、現状における点検制度の所有者登録率が40%に届かない、また、点検実施率も6%に届かないなど運用の改善が必要な状況となっております。

その一方で、当初制度の対象となりました製品につきましても、その後の製品の改良等によりまして、経年劣化事故が減少している製品もある。また、2009年に重大事故報告制度の義務というのが発生いたしまして、どういう製品がどういう頻度で経年劣化に伴う事故が起こってきたかということを統計的に分析することが可能となってきた。こういう状況を見据えまして、昨年10月に、言ってみると、この制度の見直しをするための委員会を立ち上げまして、今後どのように対処していこうかということについての議論を行ったということでございます。この下が委員会の構成メンバーということになっております。

次のページをお願いいたします。まず、この制度の概要ということで、次のページをめくっていただきますと、2005年から2007年の間にガス瞬間湯沸器や石油温風暖房機の経年劣化事故が多発いたしまして、これが社会問題となった。これを踏まえまして、この事故を防止するために、先ほどお示しいたしました点検制度と安全表示制度が導入されたと。

点検制度というのは、経年劣化による重大事故発生のおそれの高い製品を指定して、所有者がメーカーに登録し、一定の時間が経過した段階でメーカーが所有者にそろそろ点検する時期ですよということを通知して、それを受けた消費者がメーカー側に点検を有料で依頼するという仕組みになっている。

一方、表示制度のほうは、点検制度を行う製品ほどの事故発生頻度はないのですけれども、それに準ずるレベルで事故が起こっているというものにつきましても、大体この製品の耐用年数はこれぐらいですよというのを製品に直接表示するという仕組みになっております。

この点検制度の対象品目は下の図にありますように7品目ということになっておりまし

て、表示制度につきましては、この下にありますブラウン管テレビや扇風機等の7品目ということで、このシステムが創出されたということでございます。

次のページへ行きますと、2007年の検討段階ではどういうものを点検対象製品、あるいは表示対象製品にするかということなのですけれども、事故発生率が1ppmを超える製品をリスクが高い製品として点検対象とする。一方、1ppmには達しませんけれども、年間の事故発生件数が5件以上のものについては、表示対象製品にしようということとなったというわけです。

ここからちょっと背景について説明いたしますと、次のページを御覧ください。2005年から2007年にかけて、経年劣化に伴う事故が多発した。その多くのものが家屋に施工されて設置される製品でありまして、事故の発生の様相が一酸化炭素中毒や大電流が流れる製品火災ということですから、かなり大きな災害につながりかねないということで、これが問題だということとなりました。

次のページへ行きますと、平成19年、2007年、産業構造審議会の安全小委員会におきまして、経年劣化事故への対応の考えの取りまとめを行い、点検対象製品や表示対象製品の選定の考え方を示した。

次のページへ行きますと、そのいわゆる線引きをどうしたかということなのですけれども、2007年当初の劣化事故の発生率が高かったもの、あるいはそれに至らないまでも経年劣化事故件数が多かったものを対象としようということで、点検対象製品は1ppmを超えた製品、それから表示対象製品は年間5件ということだったわけですが、その後、どうなったかというのがこの下の表に示されております。

左側が点検対象、右側が表示対象なのですけれども、制度の発足当時は7品目が1ppmを超えていたのですが、現状はどうですかというのが右側にありまして、物によっては2桁事故発生率が下がったということでございます。いずれも大きく事故発生率は低下しておりますけれども、当初の1ppmという水準をいまだに維持しておりますのは、赤印の石油給湯機と石油ふろがまの2品目のみが1ppmの水準になっている。

一方、右側の表示対象製品につきましても、ほとんどの製品が事故発生件数が減ったのですけれども、扇風機は倍増してしまっているという状況が制度発足当時と現状での状況ということになります。

次のページに行きます。何で事故が減ったのだろうということなのですけれども、例えば、ビルトイン式食洗機の事故と解決事例なのですが、これはどういう事故が多かったか

といいますと、食洗機のドアを開け閉めすると、内部の配線が断線して、それが出火につながるということがどうやらあった。これにつきましては、2009年9月に電気用品安全法の技術基準が改正されまして、ドア開閉による耐久性の試験が1,000回を2万回に強化するということと、ドアの開け閉めによって配線に力がかからないような設計変更がメーカー側で行われたということがありまして、大幅に事故が減ったのだでしょうということになります。

次のページをお願いします。今度は、電気式のパス乾、浴室乾燥暖房機の事故なのですが、これは当初、結線の方法を手より結線という施工者の技量にかなり左右されるような結線方式を取っていたので、ショートなどが起こって、火災が起こっていたというのを、これも同じく2009年9月の電気用品安全法の技術基準の改正に伴いまして、施工者の技量にあまり依存しない速結端子等に切り替えるという配線方法の工夫をすることによって大幅に事故が減ったということがございます。

次のページに行きます。これはガス瞬間湯沸器、石油給湯機の自主基準なのですが、自主基準において、もし経年劣化による不具合が起こった場合には、それを製品本体が検知して自動で作動しない。こういう状態に陥りますと、メーカー側からサービスが切れ、点検、修理しないと再稼働できない、インターロックをかけるということで、こういう問題が起こるともう動かないという製品の運用というか、仕組みの改良が行われたことによりまして、やはり事故件数が大幅に減った。要するに、製品のメーカー側の努力によって、経年劣化事故というのが大幅に減ったということが言えるだろうということになります。

次に行きまして、点検・表示対象製品以外の製品の検証ということで、その後、新たに点検制度に付け加えるべきものがあるのか、あるいは表示制度に追加するべき案件はあるのかということについて調査したところ、この2番目のぼつですけれども、1ppmを超えるということに関しまして、7品目中2品目を除くと新たに加えるべき製品はございませんでした。

それから、表示対象製品の基準である、年間5件以上に合致する製品が実はございまして、下の表にありますけれども、蛍光灯器具が年間7件事故しているということで、では、これを加えようかという話になったのですが、横軸が各種電灯器具の出荷台数を示したものでございまして、2000年ぐらいから青の蛍光灯器具は見る見る減っていった、今実は蛍光灯器具はほとんど出荷されていない。その代わりに御案内のとおりLEDが席卷してい

る状態になっていますので、今さら新たに蛍光灯器具を表示対象にしてもほとんど作られていないので、あまり意味がないでしょうということになったということがございます。

ということを踏まえまして、私どもの結論といたしましては、こういうことです。経年劣化事故発生率が低くなった1ppmを下回った製品については、当初のラインを下回ったということになりますので、この際、対象外とするのが妥当ではないか。その一方で、委員の方からいただいた意見としては、点検制度はようやく始まったばかりなので、制度の定着を図るために、事故が減少した製品についても引き続き点検対象製品とするべきではないかという御意見もあったのも事実です。

こういう御意見をいただいたということもあって、では今後どのように制度を運用していくかということについてなのですけれども、現在の段階で既に登録対象となった製品につきましては、引き続き点検制度の対象として消費者の方の要望があれば点検制度を法のシステムの中で運用していただくのがよからうということが第一点です。

もう一点は、対象外であった製品についても、今後メーカーが自主的に点検サービスを所有者に提供していただく、そういう制度をつくっていただきまして、自己点検を奨励していただく。右側がそれなのですけれども、あんしん点検という制度を自主的につくっていただきまして、対象となっていた製品につきましては、要望があった場合には、メーカーが点検を維持するという自主的な対応をいただけるということになったものですから、基本的には点検制度というのは今後とも続いていくということになるのではないかと思います。

とはいえ、まだ2製品につきましては、点検制度が維持されていきますので、これについてどうするというのが次のページの問題であります。ページを繰っていただきまして、所有者情報登録率で、右上がりと言えば右上がりなのですけれども、まだ4割に届いていないという状況になっております。

次のページを見ていただきますと、登録いただいた方の中で、10年を迎えましたから、では実際に点検時期ですよとって、どれだけ点検に応じたかというのが各製品ごとにばらつきがありますけれども、赤印が平均値で6%弱。点検対象とした製品の中で実際に不具合が見つかったというのが一番右端の欄なのですが、これが3%ということで、点検しても実は97%は問題なかったという、その中でも実を言うと、引き続き点検対象となります石油ふろがまと石油給湯機につきましては、相対的に不具合発生率が高いということがこの表から見て取れるかと思えます。

次のページに行きまして、特に石油製品2品目につきましては、やはり登録率が低いという問題をではどうするのだということなのですけれども、実は点検対象製品の所有者登録を促すために、製品安全法においては、販売点には購入者への点検制度の説明義務があるのです。実際にちゃんと説明しているかどうかにつきましては、自治体による販売店への立入検査の実施も行われている。

なのに何で4割を超えないのかという問題なのですけれども、次のページを御覧いただきますと、実は、購入の際の販売店による点検制度の説明は7割ぐらい実施しております、説明を受けた方の3分の2は登録してくれているのです。ということは、要するにちゃんと説明してあげれば3分の2は登録してくれる。

一方、点検制度を受けなかった人は2割に満たないということを考えますと、登録してもらうためには、販売店が消費者に対して点検制度というものがあるのですよというのをきちんと説明していただけるかどうかが重要になるだろうということになります。

次にページを見ていただきまして、石油給湯機と石油ふろがまの大手メーカーの販路と所有者登録はどういう仕組みになっているか。大手3社ございまして、A社は卸を介さずに直に販売店に製品を卸して、販売店から所有者に販売するということです。そういう販売形態を取りますと、石油給湯機とふろがまの登録率は6割、4割、結構高いわけです。ところが、B社、C社は間に卸が入るのです。卸売りから販売店に下りて、販売店が消費者に製品を卸す。そういうことになりますと、石油給湯機とふろがまの登録率は2割から3割ぐらい、半分ぐらいになってしまっているということで、要するに卸を介すと販売店側が恐らくですけれども、消費者側に説明をきちんとしていないのではないかと。

ところが、次のページを御覧いただきますと、先ほど制度上、自治体が販売店に立入検査をして、ちゃんと説明していますかということの確認を取るということなのですけれども、実は立入検査はやっているのです。やっているのですけれども、点検制度の説明をしていないということで違反店舗というのは毎年数件しかない。これはどういうことかということを見ると、実を言うと、自治体職員が点検しているのは大規模店舗なのです。ホームセンターとか大規模量販店。こういうところはコンプライアンスが厳しいので、ちゃんとやっているのです、むしろ地場の小さい販売店みたいなところが、この制度について十分徹底されていないのではないかと、ここが問題なのではないかということが指摘されているということでございます。

そこで対策ということで、要するに、消費者に対して制度をきちっと説明していただく

ための努力をする必要があるだろうということで、1番目は、卸商や卸商が出荷している石油機器販売店等に協力を要請する。事故が多い自治体に、量販店以外の石油機器販売店への——要するに大規模店舗だけに行くなということですね——立入検査の実施を要請する。関連する灯油販売業者にも協力を要請する。その際に分かりやすいチラシ等を作って、それを消費者の皆さんに見ていただいて、こういう制度があるのだという認識を高めていただくというようなことで強制するというよりは、協力を要請された事業者にとって無理がない、取り組みやすいアレンジを検討していくのがいいのではないかということとなったと。

消費者側に点検をする仕組みとしては、タイムスタンプの点灯によるコールセンターへの問合せを促すことによって、点検を促すことができるだろうということで、コントローラー等に点検時期ですよという表示をする仕組みを組み込んでいただくよう協力を要請しているというところでございます。

最後のページがそのタイムスタンプなのですがけれども、要するに、点検の時期が来ると、コントローラーに突然888が出てくる。何だということになりますと、上にシールが貼ってあって、これはそろそろ点検の時期ですよということのお知らせサービスなので、この電話番号にかけて必要に応じて点検を行ってください。このような仕組みにすれば、点検登録をしていただいた上で実際に点検に応じていただける消費者の方も増えるだろう、このような形で今後制度を進めていきたいということでございます。

私からは以上です。

○升田部会長 倉渕さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここら辺りで、ただいまの御報告につきまして、御質問がある方、あるいは制度の運用につきまして、御意見、その他ございましたら御発言をお願いしたいと思います。

御意見、御質問のある方は、S k y p e のコメント機能を御使用いただきまして、御発言意思の表示をお願いいたしまして、それを受けまして、事務局から順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いしたいと思います。では、よろしくをお願いいたします。

非常に懇切丁寧な御説明でありまして、特に質問はないということで、御理解いただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

○新倉委員 新倉です。

21ページのところで、協力要請に当たっては、販売店や灯油販売業者から所有者登録を促すチラシを機器購入者や灯油を供給している家に配布する等と書いてあるのですが、現時点では、こういうチラシというか、記載されたものというのは、商品と一緒に梱包されているということがないという前提なのでしょうか。

○原製品安全課長　今のところはありません。

○新倉委員　そうすると、全くの口頭の説明で登録するかどうかということになっている現状ということですか。

○原製品安全課長　今現状はそういう形になっております。

○新倉委員　分かりました。ありがとうございます。

○升田部会長　では、まず佐々木委員からどうぞ。

○佐々木委員　佐々木でございます。

今の21ページの件ですけれども、当然製品には梱包しておりますし、この10年間、私も工業会、各メーカーはチラシを作って、各販売店に積極的に周知徹底してまいりました。それでやった結果、残念ながら登録率がこういう状況だということでございます。

以上です。

○新倉委員　そうすると、これはチラシを配布する等というのは、ちょっと重ねた政策といえますか、これまでとそう変わらないということになるのでしょうか。ほかに何か効果的な方法が見当たらないということですか。

○原製品安全課長　原でございます。

今の点は、まさに2品目に限ってやっていく場合、これまでの家電量販店であるとか、ホームセンター以外にもう少しフォーカスして関係するところに直接働きかけるということをやっていくべき、そういう御指摘と理解しております。

○新倉委員　済みません、ちょっと音声が途切れていたのですが、家電量販店とかホームセンター以外のところに、要は集中してこういう施策を打つということですか。

○原製品安全課長　石油機器が実際に卸を通じて販売されるルートをもう少し丁寧にケアしていく必要があると考えております。

○升田部会長　今の話題に関連しまして、関委員からまた御質問があるようですので、青柳委員、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。それでは、関委員、お願いいたします。

○関委員　すみません、音声の途切れで全然フォローできていなかったのですが、

会話のほうで質問をさせていただいたのですけれども、それを申し上げたらいいということですか。

○原製品安全課長　　よろしくをお願いします。

○関委員　　これらの機器というものは家に据え付けるような形になるわけですが、これが賃貸の案件だったら、誰がどう説明責任を負うのか、あるいは中古で購入した場合に、購入した人に対しては、誰がどう説明する仕組みになっているのでしょうか。

○原製品安全課長　　賃貸の場合は大家さんが対応するという事になっております。それから中古の場合は売主が買主に対して説明をするということになっております。

○関委員　　自分も賃貸、あるいは中古物件を買うということをやったことはありますが、そのような説明というのはあまり受けた覚えがないと思っております、これというのは努力義務みたいなことになっているのでしょうか。どのようになっているのでしょうか。

○橋爪課長補佐　　不動産の場合は、当然この機器は不動産と一体となって取引されるので、その不動産を販売する者が説明をしなければいけない。同時にその機器の販売者にもなって、そしてその説明義務を負っている、法定説明義務というものがございます。そして当然自治体の立入検査の対象にもなりますし、もし法定説明をやっていないということが分かれば、名前が公表されるという措置が用意されているという次第です。

○小澤技術総括・保安審議官　　それは努力義務でもないですね。

○橋爪課長補佐　　努力義務ではないです。

○倉渕委員長　　罰則はあるんじゃない。

○橋爪課長補佐　　名前の公表。

○升田部会長　　よろしいでしょうか。努力義務ではない、つまり法的な義務だということだそうです。

○関委員　　ありがとうございます。法的な義務ということのようですが、どさっと紙のファイルを渡されることがあるのですけれども、口頭での説明というのは非常に限定的なものではないかと思うのですが、その説明というのは、口頭ということまで求めているのでしょうか、それとも資料を渡せばよしというようになっているのでしょうか。

○橋爪課長補佐　　口頭で購入者にちゃんと資料も示しながら説明するということが想定されているのですけれども、不動産にはいろいろな機器もついているので、御指摘のとおり取扱説明書をどさっと渡されることがやはり多いそうで、所有者の方も説明を受けたかどうか覚えていないということが多いらしいですし、実際、中古品売買においてそこが

しっかり実施されているかどうかというのは御指摘のとおり怪しい状況であると考えています。

○升田部会長　よろしいでしょうか。それでは、続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳委員　ありがとうございます。19ページのA社、B社、C社の割合はどれぐらいなのでしょう。割合によらず、販売店が最終的にはキーポイントになるので、今回販売店にということになったということでしょうか。

○橋爪課長補佐　3社しか大手メーカーがないのですけれども、一番大きいのがB社、その次がC社、A社。マーケットシェアでいくとB、C、Aという順番です。ただし、石油ふろがまについては、圧倒的にA社が7割ぐらいシェアを持っています。石油給湯機はBとCが同じぐらいでAがちょっと少ない、そのぐらいのシェアの感じ。この3社で大体9割以上のシェアを持っています。

○升田部会長　よろしいでしょうか。

○青柳委員　ありがとうございました。追加の質問なのですけれども、ホームセンターで石油ふろがまや何かを買うというケースは多いのですか。

○橋爪課長補佐　ホームセンターにも出荷はしているそうなのですが、大体5%いくかどうかというところだそうです。だから、石油ふろがまとか石油給湯機というのは、ホームセンターとか家電量販店は主力の販路にはなっていないくて、工務店ですとか、地方にある燃料店ですとか水道管工事や何かを行う管工事店、こういう方々が工事をするときに事実上販売を行っているという形態が多いそうです。

○青柳委員　了解しました。ということは、工務店ですとか、そういう販売業者のほうにきちんと消費者に説明をするような施策が必要という理解でよろしいですか。

○原製品安全課長　そういうことになると思います。

○青柳委員　ありがとうございました。

○升田部会長　そのほか何か御質問、御意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題(2)になりますけれども、特定保守製品の見直しの検討について、事務局から御説明をお願いいたします。

○原製品安全課長　製品安全課の原でございます。

今S k y p e画面にも映っておりますけれども、資料3を御覧ください。特定保守製品

の見直しの検討についてということでございます。先ほどの倉渕先生の御報告を踏まえて、我々実際に法令を見直すという作業を進めたいと考えております。

まず1ページ目でございますけれども、点検対象製品の選定の経緯でございます。これは先ほど倉渕先生からも御説明がありましたとおり、当初、2007年に制度をつくったときは、ガス瞬間湯沸器等の経年劣化による一酸化炭素中毒事故が発生していたこと等を踏まえまして、以下の観点、1つは、家屋に設置される製品が長期使用される傾向があつて、不具合を覚知することが困難。それから一酸化炭素中毒や大電流による火災等の特に重大な事故になりやすい製品。さらに経年劣化事故の発生率が1ppmを超える製品。こういうクライテリアで以下の9製品を点検対象の製品として政令で指定をいたしております。

この9製品は——これを見ると7品目ですけれども、屋内式ガスの瞬間湯沸器と屋内式ガスふろがまがプロパンもございますので、合計9品目ということになります。

次のページに行っていただきますけれども、近年の経年劣化事故発生率の低下と対象製品の見直しということでございます。これも先ほど倉渕先生から御説明いただきましたけれども、経年劣化事故を予防するために、電気用品安全法等の技術基準の強化、メーカーによる製品改良の取組がございました。こういったことで安全性が強化された製品の経年劣化事故がかなり発生が少なくなってきております。点検製品の経年劣化事故の発生率は選定時の発生率から大幅に減少しております。当時の選定基準である1ppmを下回っている製品は政令改正により点検の対象製品の指定から外すべきでないかと考えております。

具体的には、先ほども御報告いただきましたけれども、以下の表に点検対象製品の経年劣化事故発生率の変化を書いてございます。制度創設時の平均ppmから現在の平均ppm値が大幅に低減しているところがございますが、赤で示してある石油給湯機、石油ふろがまについては、残念ながら引き続き1ppmを超えている状況でございます。

次のページに行かせていただきますけれども、指定見直しの必要性について整理させていただきます。

まず、1. は特定保守製品を指定した際、社会的に許容できない程度の事故率である1ppmを基準として、これを超える製品を指定しました。

2. 特定保守製品については、電気用品安全法等の技術基準の強化等の製品設計上の経年劣化対策を措置いたしました。この結果、各製品の事故率は大きく低下し、特に7製品については1ppmを大きく下回る事故率となっております。その下に詳細な技術基準改訂等の経緯を書いてございます。

3. これらの製品を引き続き特定保守製品として指定し続けると、製造事業者はその対応費用として年間推定18億円の支出が続き、特定保守製品として安全性を担保する必要性に比して、事業者に過大な負担を強いることになってしまいます。また、これらの支出を回収するため、その費用は価格転嫁されるため、特定保守製品として指定し続けることで、消費者にとっても不利益が発生してしまう。このため、これら7製品については、指定から除く必要がある。

4でございます。ただし、指定から除く製品についても、今後も経年劣化対策の技術基準の強化を通じたP Sマーク規制等の対策を講じることにより、事故率の低下に向けて万全を期してまいります。

5. なお、点検制度については、登録率、点検率の向上が課題であり、この原因の1つとして、販売時の説明が不十分であることが考えられます。しかしながら、自治体による立入検査すべき店舗が多過ぎて手が回っていないという事情もございます。このため、指定見直しにより、立入検査すべき店舗を限定してそこにリソースを集中することで、販売時の説明を担保しつつ、行政コストも削減してまいります。

以上が指定見直しの必要性でございます。

最後に、4ページ目でございます。今後の点検対象製品の見直しに関する作業スケジュールの案をお示ししております。

本日、消経審製品安全部会を開催させていただいております。

7月から10月にかけて、諮問、答申をさせていただき、あわせて、規制に関する事前評価書について経産省のホームページに掲載させていただくことを考えております。

そのほかW T O事務局へのT B T通報等、必要な手続を経て政令案についてのパブリックコメントを実施させていただき、結果について公表させていただく。

その後、11月以降、各省庁協議、関係業界への周知、こういった手続に入り、来年の4月ごろ改正施行令を施行するというところで考えております。

以上でございます。

○升田部会長 ありがとうございます。

ただいまの見直しに関しました御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

なお、御意見、御質問いただくときの手順、誠に申し訳ないのですが、先ほどと同様にさせていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。唯根委員、

どうぞ。

○唯根委員 ありがとうございます。確認にもなるかもしれないのですが、この制度が有効な期間、まだこれから買ってもこの制度の対象品である場合には、10年後に、長期点検の時期が来たときに、今と同じサービスというか、通知が受けられるのでしょうか。それともこの見直しによって、切れたところでこれまでの期間購入時に登録している方たちとか、使っている製品に対しての通知は、止まってしまうものなのでしょうか。その辺がよく整理できなくなっているもので、教えていただけますか。

○原製品安全課長 お答えしますけれども、今の1 ppmを下回っているという実態については、全ての現在市場に流通している製品を含んだ数字でございます。したがって、対象から外れることで、これまで登録いただいた製品も含めて、法律に基づいた点検の通知は行われなくなるということでございます。

ただ一方で、事業者の皆さん、業界の皆さんの御努力によって同じような点検通知というものを行われることもございますし、点検自体が決してマイナスではないということは必要なものでございますので、そこ自体を外すということではなくて、法律上の扱いとしては外れるということでございます。

○升田部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○唯根委員

今の御説明ですと、年々登録されてきた対象の製品は減っていくわけですがけれども、先ほど年間の18億円かかる経費というのは、徐々に減っていくということではない、制度から外れた製品についてはこれからかかる経費というのは事業者さんの自主的な行動にかかるということになるのでしょうか。

○原製品安全課長 お答え申し上げます。先ほどちょっと御説明は省いておりましたけれども、参考資料の1というものがございます。これの中にそれぞれ事業者のほうでどれぐらいのコストがかかっているかということを書いてございまして、8ページ目でございます。8ページ目に、(2)として、メーカーによる点検体制を維持するための実施費用というものがございすけれども、コールセンターの人員等、あるいは所有者登録情報のデータベースの管理費、点検員の定期技術講習に係る費用、タイムスタンプの搭載に係る費用等、さまざまなコストがかかっておりますが、法律の対象から外れたら、これらが全て不要になるかということでございますが、そういうことでもないと考えておまして、これについて、どこまで同じようなサービスをやっていくのかというのは、それぞれの企業

の努力の中で取り組まれていくものも残ると考えております。

○升田部会長　　よろしいでしょうか。

○唯根委員　　ありがとうございました。

○升田部会長　　そのほか委員の方でいかがでしょうか。何か。関委員、どうぞ。

○関委員　　チャットのほうで質問をお投げいたしましたけれども、事故の発生率が非常に少なくなっている中で制度を動かすことの負担が大きくなるというのはよく分かりました。

その一方で、仮に事故が起こってしまった場合、その責任というのがどこに行くのか。所有者が全責任を負うのだという理解になるのでしょうか。その場合、点検を怠っていたという責任を負うという理解になるのでしょうか。それから、これが仮に賃貸だった場合には、大家が責任を負うという理解でよろしいのでしょうか。

○原製品安全課長　　これは一般には、法対象製品以外のものと同じ扱いでございますので、所有者が責任を負うということだと思いますけれども、一方で、経年劣化まで至らない範囲であれば、P L法に係る範囲もございます。

○橋爪課長補佐　　大家の方々、自分が持っている不動産に設置されている機器も安全な状態で入居者に提供しなければいけないので、当然一般的な所有者に比べれば責任は重いのですけれども、いわゆる点検制度というのは、責任論を整理した制度ではなく、経年劣化事故を予防するための制度ですので、責任論については、必然的にこうなるとか、そういう整理が行われている法体系ではございません。

○升田部会長　　よろしいでしょうか。それでは、続きまして、青柳委員、どうぞ。

○青柳委員　　ありがとうございます。先ほどの唯根委員からの質問に対する回答がちょっと聞き取りにくかったので、確認なのですが、現在、点検対象製品になっているものを所有している場合は、これが見直しがかかった場合は、対象から外れるので、メーカーからの連絡は、メーカーが出すかもしれないけれども、出さなくても法律違反にはならないということになるわけですか。

○原製品安全課長　　御指摘のとおりでございます。ただ、登録された方に対して、何も連絡をしないかということ、そういうことは現時点では考えておりません。まず対象製品ではなくなりましたという御連絡は当然差し上げるべくアレンジをする必要がございますし、登録対象でなくなったからといって、点検自体が大事でないというように誤解されないように経年劣化の兆候、あるいは問題が生じた場合には、メーカーの方にきちんと連絡をし

ていただくとか、そういうことも現在考えているところでございます。

○青柳委員 ありがとうございました。あと、もう一つ確認なのですが、この事前評価のところ、メーカーによる点検体制を維持するための実施費用のところ、タイムスタンプの搭載に係る費用というのがあるのですけれども、もし外れてしまった場合は、こういうタイムスタンプの搭載などもメーカー側として見直す可能性があるということですか。

それと、自主基準でインターロックになるような、要は使えなくなってしまうようなことにするような自主基準を考えていると資料2の11ページのところにあったのですけれども、それとこのタイムスタンプというのはまた別のものということですよ。

○原製品安全課長 タイムスタンプは先ほど倉渕先生から御説明いただいた資料の一番最後のページにございますような、こういう例えばリモコンボタンに888と表示されると、これは何だろうということで、上の企業の間合せ窓口に連絡をいただくという仕組みでございまして、これによって企業さんから経年劣化している可能性があるので、点検したほうがいいですよというお知らせをそのタイミングでさせていただくというような仕組みでございます。

○青柳委員 これがなくなる可能性がある。

○原製品安全課長 いや、むしろ今の業界というか、製品の流れとしては、こういったタイムスタンプを導入していくほうが製品としては増えていると承知しております。

○升田部会長 よろしいですか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ただいま原課長から説明がありましたけれども、事故率が1 ppmを下回っている器具について対象から外すということは非常に賛成でございます。

現状、10年間取り組んできまして、登録率も約40%、それに対する実施率がガスで4%ぐらいということは、100台売って2台ぐらいしか点検できていないということなのです。ということは、98台は点検できないので、やはりそれではこの法律の目的になる製品事故を防止できないと把握しています。

幸い、いろいろな安全装置を入れたり、事故が減ってきておりますので、いいのですけれども、2ページにあります石油機器だけが残ってしまいます。石油給湯機は、この10年間では1.47ppmになっていますけれども、直近の3年間では大きく1 ppmを下回っているということになります。そうすると、いつのどこで判断するのだということになりますので、一定の期間、3年後ぐらいにもう一回見直す時期を検討していただきたいというのが1点です。

もう一つ、石油ふろがまですけれども、現在、恐らく市場ストックを見ても25万台ぐらいいかないと思います。年間1万ぐらいの出荷です。10年間に1台起こると3か4ppmになってしまうという非常に今減少している商品なので、では、これもいつまで続けてくれるのだということになりますので、石油機器につきましても、2年か3年後をめどに再度検討していただきたいというのが要望でございます。

以上です。

○升田部会長　それでは、続きまして、田辺委員、どうぞ。

○田辺委員　お話を伺いまして、法定の点検制度にもかかわらず、登録件数も少なく、実施件数も少なく、なおかつ経費もかかるということで、今回、見直しを図るということはお話を伺いまして、ある程度理解したところではございますけれども、重大製品事故における原因として経年劣化の占める割合は高いと思います。経年劣化というのは、高齢者の長期使用をする傾向が背景にあると思うのですけれども、やはり私たち消費者が安心・安全な生活を送るためにもぜひ今回の見直しに代わる形で点検制度の運用というものをまた考えていかななくてはいけないのではないかと考えております。

それで13ページのところの資料で、指定から外れることになった製品についても所有者の希望に応じるため、各社の自主的な点検サービスに代えて実施していく予定とありますけれども、これまでの法律に基づく点検制度でもなかなか登録者も少ないという中で、では実際所有者が自覚を持って点検に応じて、各社が点検サービスを実施していくということに関して、うまく機能していくのかなという疑問は感じております。

以上です。

○原製品安全課長　ありがとうございます。まず、経年劣化事故というのは重大製品事故の報告の中の比率でいきますと、毎年5%から6%程度という実態でございます。

それから高齢者の被害についても、我々は注目をしています。今のところ高齢者の事故が極めて増えているという状況ではございませんけれども、今後高齢社会になっていくという中で、高齢者に対する点検等のケアをどうしていくかというのも1つの課題だと我々は認識しておりますので、これも関係の皆さんのお知恵も拝借しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○倉渕委員長　業界の自主的な対策としては、あんしん点検は引き続き継続していくという方向で御検討いただいているということと、やはりどうしても高齢者の場合には取りあえず動いているのになぜ点検という感覚があるだろうということだとすると、致命的な

事故になり得るような不具合が発生するともう使えませんという方向で今製品のほうの改良も進めておられると聞いておりますので、そのような仕組みの中で事故を防止していくというテクニカルな面での開発というのも今後推奨されていくべきではないかと思います。

以上です。

○升田部会長 ありがとうございました。そのほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございました。たくさんの御意見、御質問をいただきまして、先ほど課長から御紹介がありましたけれども、一連の手續とスケジュール、予定されておりますので、またいろいろな機会でお話を伺うこともあろうかと思ひます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上で終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、事務局から何か御連絡がございましたらお願いいたします。

○原製品安全課長 本日の議事録に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様方に御確認いただき、ホームページにて公表する予定ですので、よろしくお願ひいたします。

また、御議論いただいた内容について、後日、経済産業省から審議会宛てに諮問の手續をさせていただき、再度審議の結果を答申いただくという手續になります。

次の開催日程のアレンジにつきましては、後日、委員の皆様方と調整させていただきたいと思ひております。

○升田部会長 ありがとうございました。以上のようなことでありまして、本日、こういうウェブの会議で議論は十分にさせていただいているとは思ひますけれども、顔を見ないと何か足りないという御意見もあろうかと思ひますが、またそれぞれの状況に応じましてウェブ会議もあり得る選択肢の1つになっておりますので、ひとつその際はまた御協力のほうお願いいたしたいと思ひます。

それでは、消費経済審議会製品安全部会、これで終了いたします。本日、雨も予想される中、かつ新型コロナウイルスもなお増加傾向も見られる状況にありましたけれども、長時間にわたり、非常に熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

—了—

お問い合わせ先

商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX:03-3501-6201